**認定農業者になるには　～手続きの流れ～**

**ご自身の５年後の農業経営について検討**

市農政課もしくは農業委員会事務局にご相談ください。

・経営主（代表者）だけでなく、家族で認定農業者になりたい。

例）夫と妻・父と子２人とも認定農業者になりたい。

・経営主（代表者）1名が認定農業者になりたい。

・法人として認定農業者になりたい。

家族経営協定の締結

**農業経営改善計画を作成**

申請書記入例を参考に、農業経営改善計画認定申請書を作成してください。

**農業経営改善計画の提出**

提出先：安曇野市役所農政課農村振興担当へ提出してください。

提出の際、市職員がヒヤリングを行います。

関係機関からの質疑については、ヒヤリング内容に基づき市職員が申請者に代わって回答します。質問内容によっては申請者へ再度聞き取りをさせていただく場合があります。

**経営改善計画の審査**

関係機関（市農業再生協議会）へ意見照会を行ったのちに、市が認定について審査を行います。

計画の認定基準

１　安曇野市の農業経営基盤強化促進基本構想に適するか

２　農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか

３　将来実現可能な計画か

この時点で、認定農業者となります。認定農業者には認定書が交付されます。

**農業経営改善計画の認定**

申請書類提出後、概ね１か月程度で認定書を送付します。